

令和 年 月 日

宇佐土地改良区  
理事長 大森 博 様

住所  
申請者 名称  
氏名

印

雨水排水  
雑排水  
浄化槽処理水  
合併処理浄化槽処理水

放出許可申請書

今般、 を建築するにあたり、貴所が管理する水路に放出  
したいので許可願いたく、下記関係書類を添えて申請いたします。

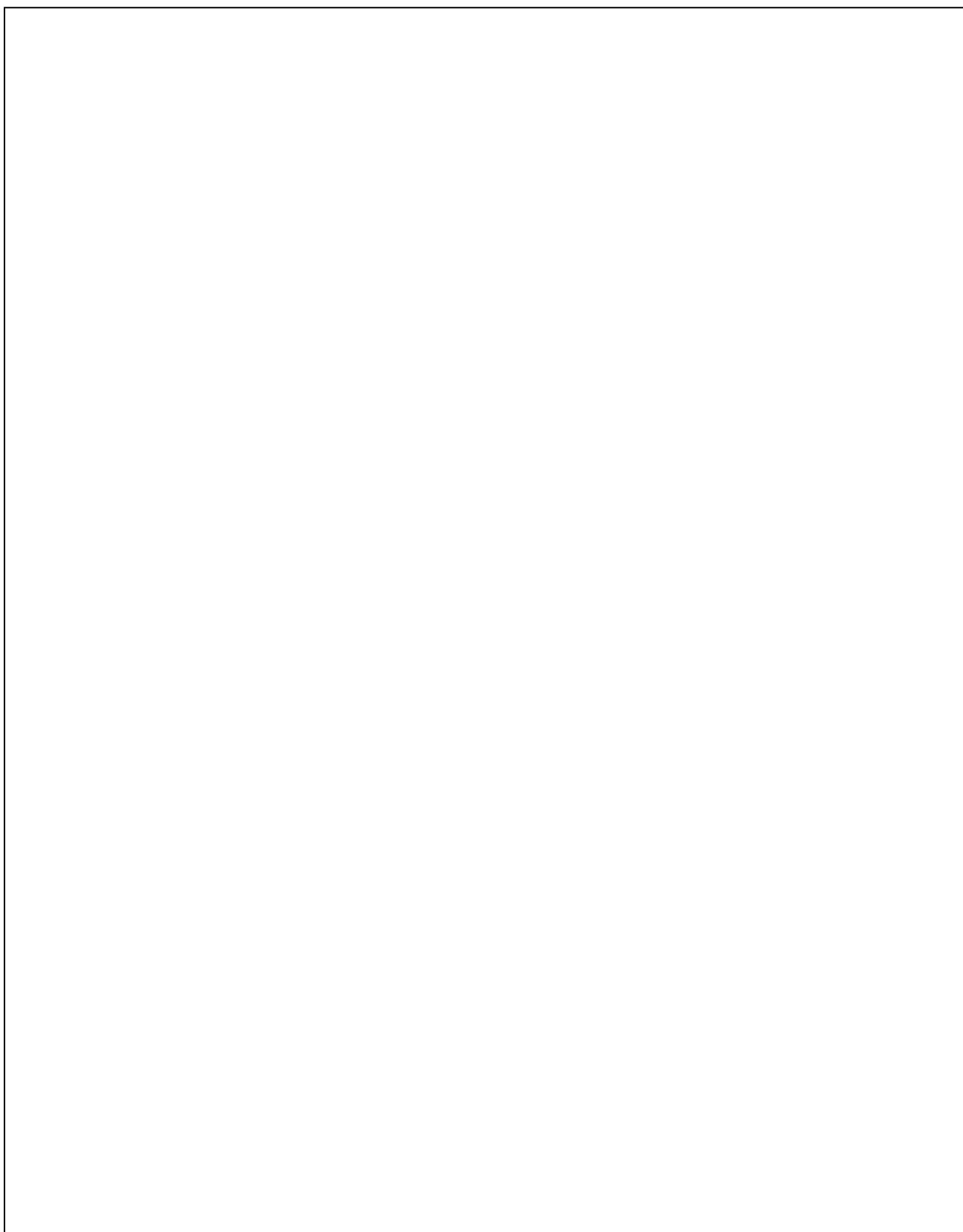
記

1. 放出先水路名 .....
2. 設置場所 .....
3. 建築物 .....
4. 添付書類

- ①位置図 ②字図 ③附近の概略図  
④関係者の意見書（改良区役員・区長）  
⑤建築平面図（配管、床面積）  
⑥構造図（雑排水、浄化槽、合併処理）  
⑦能力概要書（雑排水、浄化槽、合併処理）  
⑧放出先の水路使用に係る契約書  
⑨浄化槽維持管理委託契約書  
⑩その他必要書類

連絡先	
電話	

# 放出先概略図



1. 放流経路を朱記すること。
2. 排水口の位置を記入すること。
3. 目標物をはっきり記入すること。

# 意見書願

令和 年 月 日

宇佐土地改良区  
理事長 大森 博 様

住所  
申請者 名称  
氏名 ㊟

今般、下記の場所において を建築するにあたり  
を放出したく考えています。  
つきましては、十分衛生管理に留意し、放出しますのでご承認願います。

- 1. 放出先水路 .....
- 2. 設置場所 .....
- 3. 建築物 .....
- 4. 雑排水ろ過槽処理能力 .....人槽
- 5. 浄化槽処理能力 .....人槽
- 6. 合併浄化槽処理水 .....人槽

意見欄.....  
.....  
.....

令和 年 月 日

住所  
役職名  
氏名 ㊟

\*意見欄は本人直筆のこと

# 意見書願

令和 年 月 日

宇佐土地改良区  
理事長 大森 博 様

住所  
申請者 名称  
氏名 ⑩

今般、下記の場所において 〃 を建築するにあたり  
を放出したく考えています。  
つきましては、十分衛生管理に留意し、放出しますのでご承認願います。

- 1. 放出先水路 .....
- 2. 設置場所 .....
- 3. 建築物 .....
- 4. 雑排水ろ過槽処理能力 .....人槽
- 5. 浄化槽処理能力 .....人槽
- 6. 合併浄化槽処理水 .....人槽

意見欄.....  
.....  
.....

令和 年 月 日

住所  
役職名  
氏名 ⑩

\*意見欄は本人直筆のこと

# 契 約 書

宇佐土地改良区理事長 大森 博 (以下『甲』という) と申請者  
(以下『乙』という) は宇佐土地改良区用排水路維持管理規程第7条3項の規定により次のとおり契約書を締結する。

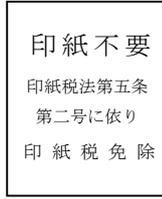
- 第1条 甲は、乙の申請した土地に隣接する宇佐市大字  
番地先の水路を使用することを宇佐土地改良区定款、規約、規程及び本契約を遵守することを条件に許可する。
- 第2条 乙が放出する排水に因る農作物の被害並びに一般市民に対する公害を生じた場合は、乙の責任で一切の損害を補償し、又水路の清掃をする際は協力するものとする。
- 第3条 乙は、申請の現状を変更しようとするときは、甲の許可を受けるものとする。
- 第4条 乙は、雨水放出時は乙の責任において維持管理をするものとする。
- 第5条 乙は、本契約に違反し又は、甲に損害を与えたとき及び甲が必要と認めた場合、甲は許可の全部又は一部を取り消し若しくは変更を命ずるものとする。
- 第6条 本契約において定めなき事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。
- 第7条 本契約の契約期間は、本契約に変更がなく、甲・乙双方別段の意思表示もないときは、本契約締結後毎年継続するものとする。
- 第8条 この、契約の証として、本書2通を作成し、甲・乙1通を保持するものとする。

令和 年 月 日

甲 宇佐市大字閣437番地  
宇佐土地改良区 理事長 大森 博 (印)

乙

(印)



# 契 約 書

宇佐土地改良区理事長 大森 博（以下『甲』という）と申請者  
（以下『乙』という）は宇佐土地改良区用排水路維持管理規程第7条3項の規定により次のとおり契約書を締結する。

第1条 甲は、乙の申請した土地に隣接する宇佐市大字  
番地先の水路を使用することを宇佐土地改良区定款、規約、規程及び本契約を遵守することを条件に許可する。

第2条 乙が放出する排水に因る農作物の被害並びに一般市民に対する公害を生じた  
る場合は、乙の責任で一切の損害を補償し、又水路の清掃をする際は協力するものとする。

第3条 乙は、申請の現状を変更しようとするときは、甲の許可を受けるものとする。

第4条 乙は、雨水放出時は乙の責任において維持管理をするものとする。

第5条 乙は、本契約に違反し又は、甲に損害を与えたとき及び甲が必要と認めた場合、  
甲は許可の全部又は一部を取り消し若しくは変更を命ずるものとする。

第6条 本契約において定めなき事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

第7条 本契約の契約期間は、本契約に変更がなく、甲・乙双方別段の意思表示もない  
ときは、本契約締結後毎年継続するものとする。

第8条 この、契約の証として、本書2通を作成し、甲・乙1通を保持するものとする。

令和 年 月 日

甲 宇佐市大字閤437番地  
宇佐土地改良区 理事長 大森 博 (印)

乙

(印)